を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、1,500円を所定額に加算する。

０６　訪問看護遠隔診療補助料　2,650円

注　主治医（医科点数表の区分番号Ｃ００５－１－３の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の保険医に限る。）から交付を受けた訪問看護指示書の有効期間内の利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護職員が、訪問看護計画に基づき定期的に行う指定訪問看護以外であって、緊急に診療を要すると判断した主治医の指示を受けて居宅を訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合は、月に１回に限り算定する。

０７　訪問看護ベースアップ評価料

１　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)　1,050円

２　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)

イ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)１　30円
ロ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)２　60円
ハ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)３　90円
ニ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)４　120円
ホ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)５　150円
ヘ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)６　180円
ト　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)７　210円
チ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)８　240円
リ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)９　270円
ヌ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10　300円
ル　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11　330円
ヲ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12　360円
ワ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13　390円
カ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14　420円
ヨ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15　450円
タ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16　480円
レ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17　510円
ソ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18　540円
ツ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)19　570円
ネ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)20　600円
ナ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)21　630円
ラ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)22　660円
ム　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)23　690円
ウ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)24　720円
ヰ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)25　750円
ノ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)26　780円
オ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)27　810円
ク　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)28　840円
ヤ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)29　870円
マ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)30　900円
ケ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)31　930円
フ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)32　960円
コ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)33　990円
エ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)34　1,020円
テ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)35　1,050円
ア　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)36　1,080円

注１　１については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、区分番号０２の１又は区分番号０４を算定している利用者１人につき、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)として、月１回に限り算定する。

２　２については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定している利用者１人につき、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)として、当該基準に係る区分に従い、月１回に限り、それぞれ所定額を算定する。

３　１については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションにおいて、継続して賃上げに係る取組を実施した訪問看護ステーションについては、所定額に代えて1,830円を算定する。

４　１について、令和９年６月以降においては、所定額の100分の200に相当する額により算定する。

５　注３に規定する額について、令和９年６月以降においては１の所定額に代えて、2,880円を算定する。

６　２のツからアまでに規定する額については、令和９年６月以降に算定する。

７　２については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションにおいて、継続して賃上げに係る取組を実施した訪問看護ステーションについては、所定額に代えて、令和８年６月以降は次に掲げる額を算定する。

イ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)１　40円
ロ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)２　80円
ハ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)３　120円
ニ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)４　160円
ホ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)５　200円
ヘ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)６　240円
ト　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)７　280円
チ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)８　320円
リ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)９　360円
ヌ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)10　400円
ル　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)11　480円
ヲ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)12　560円
ワ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)13　640円
カ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)14　720円
ヨ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)15　800円
タ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)16　880円
レ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)17　960円
ソ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)18　1,040円

８　２については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションにおいて、継続して賃上げに係る取組を実施した訪問看護ステーションについては、所定額に代えて、令和９年６月以降は次に掲げる額を算定する。

イ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)１　40円
ロ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)２　70円
ハ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)３　110円
ニ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)４　140円
ホ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)５　180円